

令和 6 年 12 月 13 日

健康福祉常任委員会資料

第369回兵庫県議会提出議案審査参考資料

1 第169号議案

令和 6 年度兵庫県病院事業会計補正予算（第 1 号） P . 2

2 第176号議案

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（関係部分） . . . P . 3

病 院 局

1 第 169 号議案 令和 6 年度兵庫県病院事業会計補正予算（第 1 号）

給与改定による給与費増について、所要の措置を行うため、補正予算を編成する。

(1) 予 算 額

(単位：千円)

区 分		既決予定額	補正予定額	計
県立病院事業 収益的収支	収 益	169,872,253	0	169,872,253
	費 用	176,071,386	3,635,000	179,706,386
	差 引	△6,199,133	△3,635,000	△9,834,133

(2) 改定に伴う職員給与費

3,635,000千円

ア 給与改定の内容

人事委員会勧告等を踏まえた改定（令和 6 年 4 月実施）

① 給料表：改定率 平均 3.0% 引上げ (2,848,363)

② 期末・勤勉手当：0.10 月引上げ（4.50→4.60 月） (786,637)

イ 財 源

内部留保資金及び一時借入金で対応

2 第176号議案 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

第1 制定の理由

人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与等との均衡を考慮し、職員の給与改定を行う等所要の措置を講ずるため、この条例を制定しようとする。

第2 制定の概要

1 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「病院事業職員給与条例」という。）の一部改正

(1) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための改正（令和7年4月）

ア 扶養手当（病院事業職員給与条例第5条関係）

(ア) 配偶者にかかる手当を廃止し、子の手当を増額

(イ) 受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、段階的に実施

（単位：円）

区分	R7	R8	R9
配偶者	6,500	3,000	0
子	10,000	11,500	13,000

イ 管理職員特別勤務手当（病院事業職員給与条例第18条関係）

平日深夜の対象時間について、0～5時を22時～5時に変更

ウ 再任用職員の処遇改善（病院事業職員給与条例第24条関係）

再任用職員に支給する手当に、地域手当の異動保障、住居手当、寒冷地手当等を追加

エ 特定任期付職員の勤勉手当の設定（病院事業職員給与条例第2条、第20条の2及び第24条の2関係）

特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当を設定

（期末手当3.45月 → 期末手当1.9月、勤勉手当1.55月 計3.45月）

第3 施行期日

令和7年4月1日